

鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第146号）新旧対照表 第48条関係

改正後						改正前					
○鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第146号 第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）						○鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第146号 第1条～第15条（略） 別表（第5条関係）					
区分	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	1時間を単位として使用する場合	区分	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	1時間を単位として使用する場合
大会議室	5,500円	2,750円	3,300円	3,850円	1時間につき1,100円	大会議室	5,400円	2,700円	3,240円	3,780円	1時間につき1,080円
上記以外の室	3,300円	1,650円	2,200円	2,750円	1時間につき770円	上記以外の室	3,240円	1,620円	2,160円	2,700円	1時間につき750円